⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、原則として電子メールにより提出すること。提出先アドレスはskr-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記⑴まで連絡すること。なお、申請書への押印は不要とする。

１）技術連携共同企業体協定書（甲）（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）７⑵１）の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年10月２日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式－１を使用すること。）。

３）７⑵２）及び３）の要件を満たすことを証する書面の写し。

４）最新の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　技術連携共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和８年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の１から５までに該当する者を構成員に含む技術連携共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない技術連携共同企業体については、技術連携共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の技術連携共同企業体については、令和８年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して技術連携共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　技術連携共同企業体の構成　技術連携共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社又は３社の組合せとする。

１）代表者にあっては、四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「Ａ等級」または「Ｂ等級」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「Ｃ等級」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、高知県内に本店（建設業法の土木一式工事の許可を有する本店）を有すること。

２）代表者にあっては、四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,000点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

３）すべての構成員が、当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）すべての構成員が、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

５）すべての構成員が、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等

１）代表者にあっては、令和８年11月４日において次の要件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事

・ＮＡＴＭ工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が80㎡以上であること。

なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

２）代表者以外の構成員にあっては、令和８年11月４日において次の要件を満たすものとする。

①　平成23年度以降に、以下に示す同種工事における施工実績を有すること（海外認定・表彰制度により認定された実績を含む。）。

・トンネル工事の施工実績（元請けまたは下請けとしての施工実績）

なお、元請けとしての施工実績が共同企業体の場合、構成員としての出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

３）すべての構成員が、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

４）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　技術連携共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　技術連携共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　技術連携共同企業体の協定　技術連携共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。